

保険・補償について

レンタル料に含まれる補償制度

ケイアイレンタカーではお客様に安心してご利用いただく為に、万一事故が起きた場合には下記補償限度額の範囲で補償いたします。ただし、保険金が支払われない損害、および補償限度額を超える損害、弊社貸渡し約款に違反する事故、

警察の事故証明が取得できない場合については、全てお客様のご負担となる場合がございます。

※保険約款の免責条項に該当する場合には補償されません。

補償種類		補償額
対人補償	1 名限度額	無制限
対物補償	1 事故限度額	無制限（免責 5 万円から車両により異なります。）
人身傷害補償	1 名限度額	無制限
車両補償	1 事故限度額	車両時価額（免責 5 万円から車両により異なります。）

補償対象外（お客様のご負担）について

事故時に警察および店舗への事故届が無かった場合（警察の事故証明が取得できない場合）貸渡し約款に違反している場合

運転中にシートベルトを着用していなかった場合

契約期間を無断延長した場合の事故や損害

飲酒および酒気帯び運転

薬物使用状態での運転

契約書記載の運転者および副運転者以外の運転

又貸しによる事故の場合

無免許運転での事故の場合

弊社に無断で示談した場合

各種テストや競技に使用、または他車のけん引等に使用した場合

故意による事故の場合

お客様の所有、使用、管理する財物の損害

パンクやタイヤの損傷

盗難によって生じた車輛や車輛装備（オプション含む）の損害

ホイールキャップの紛失や損傷

バッテリー上がり等のバッテリートラブルしによる事故の場合

使用方法が劣悪なために生じた車体等の損傷や腐食

タイヤチェーンやキャリア等により生じた傷

海岸、河川敷または林間等車道以外で走行した場合の車輛損害

飛び石や飛来物によるガラスの損害

出発時に確認の取れなかった車輛の損害

その他貸渡し約款に定める免責事項に該当する事故

補償の限度額を超えた損害、また補償制度が適用されない損害

その他保険約款の免責事項に該当する事故

免責補償制度（レンタル料金には含まれません）

ご出発前に、免責補償料（保険ではありません）をお支払いいただきますと、事故時の対物免責額（5万円から）と車両補償免責額（5万円から）のご負担をお客様にかわって、補償いたします。

加入料（24時間につき） **1,500円から**（税別）

※車両によって金額が異なります。**1ヶ月最大15日分**

※ご出発後の加入・途中解約はできません。ご延長の場合は、自動的に更新されます。

※保険約款の免責事項に該当する場合は適用されません。

※21 歳未満、免許取得 1 年未満のお客様はご加入いただけません。

※過去に事故歴があり、当社が不相当と認めた場合は加入をお断りする場合がございます。

※免責補償制度にご加入の場合も、下記の営業補償料はご負担いただきます。

※契約者過失 100%の事故の場合は適用できかねます。

事故・故障・違反行為の時は営業補償料 (NOC：ノンオペレーションチャージ)

ご契約中の車両に損害を与えた場合には、損傷の程度や修理期間に関わらずお客様にご負担いただきます。

(事故・車内外の損害・盗難・汚損・禁煙車で喫煙行為・動物等の同乗行為)

自走して予定営業店に返還された場合 20,000 円

自走して予定営業店に返還不能の場合 50,000 円 (レッカー費用は別)

※事故の場合、レンタル契約はその時点で終了となります。また弊社が受領済みのレンタル料金はご返金いたしません。

※免責補償制度にご加入の場合でも、営業補償料はご負担いただきます。

※レッカー代等の車両移送費 (当社指定工場まで) は、無料の範囲を超えた場合は、お客様のご負担となります。

※禁煙車で喫煙行為・動物等の同乗行為は、清掃料は、お客様のご負担になります。20,000 円から (税別)

2025 年 6 月 10 日 改定